

福島第二原子力発電所 保安規定審査資料	
資料番号	⑥-2
提出年月日	令和2年3月16日

福島第二原子力発電所

輸入廃棄物の事業所外廃棄について

令和2年3月

東京電力ホールディングス株式会社

1. 保安規定

(1) 規則類の改正

・規則類の改正に伴い、輸入廃棄物の事業所外への廃棄に係る活動、およびその活動に関する組織、職務を保安規定に定める。なお、使用済燃料を海外再処理していない柏崎刈羽原子力発電所の保安規定には定めない。

【実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則】

(保安規定)

第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

【実用炉に関する保安規定審査基準】

(実用炉規則第92条第1項第14号 放射性廃棄物の廃棄)

2. 放射性液体廃棄物の固化化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。

(2) 保安活動

・輸入廃棄物の事業所外への廃棄に係る活動は第6章放射線廃棄物管理の第88条（放射性固体廃棄物の管理）に定める。

(放射性固体廃棄物の管理)

第88条

12. 廃棄物対策GMは、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認する。

(3) 保安に関する組織・職務

・輸入廃棄物の事業所外への廃棄に係る活動に関する組織、職務を第3章体制及び評価の第4条（保安に関する組織）、第5条（保安に関する職務）に定める。なお、輸入廃棄物の事業所外への廃棄に係る活動は、本社の組織のみが関与し、福島第二原子力発電所の所員による活動はない。

(保安に関する組織)

第4条

[本社 原子力・立地本部 原子燃料サイクル部に以下の組織を追記]
廃棄物対策グループ／輸送技術グループ

(保安に関する職務)

第5条

[本社組織の職務に以下の職務を追記]

(11) 廃棄物対策グループは、輸入廃棄物の確認に関する業務を行う。

(12) 輸送技術グループは、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。

2. 輸入廃棄物の事業所外への廃棄に係る活動

(1) 輸入廃棄物の確認に関する業務

・第5条（保安に関する職務）に示す輸入廃棄物の確認に関する業務とは、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを「検査及び試験基本マニュアル」に基づき確認する以下の検査業務をいう。

① 輸入廃棄物検査（製造品質記録による確認）
輸入廃棄物の製造に係る品質記録の確認、及び第三者監査機関の品質監査記録の確認を輸送前に本社において実施する。
② 輸入廃棄物検査（測定による確認）
輸入対象の廃棄物であることの確認、及び製造品質記録による確認の状態が輸送により変化していないことの確認を輸送後に廃棄物管理設備の測定設備を使用し実施する。

(2) 輸入廃棄物の管理に関する業務

・第5条（保安に関する職務）に示す輸入廃棄物の管理に関する業務とは、「原子燃料調達基本マニュアル」に基づく原子燃料の調達に関する業務のうち、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確実にするための業務をいう。

以上